

浅間山広域避難検討事業実施要綱の改正について

1 改正要旨

第4条別表1構成員の追加に伴う改正

2 改正理由

避難検討対象とする「融雪型火山泥流」について、火山砂防事業に関する知見を有し、火山泥流到達範囲を設定するための前提条件である「火砕流量」及び「積雪量」に応じたシミュレーションデータの作成が行える構成員の参画が必要になったため。

3 改正内容

(1) 第4条別表1

第3条第8号（その他）「気象庁浅間山火山防災連絡事務所」の次に「国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所」を加える。

4 適用年月日

令和3年 月 日（協議会で承認された日）

別添 「浅間山広域避難検討事業実施要綱」（改正後）

浅間山広域避難検討事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浅間山火山防災協議会（以下「協議会」という。）が実施する浅間山広域避難検討事業（以下「事業」という。）に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(事業の概要)

第2条 本事業は、協議会構成市町村が浅間山の大规模噴火を想定して策定する広域避難計画のうち、地域住民の避難方法、避難経路、避難先等の広域的な検討及びこれに伴う必要な業務を実施する。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、協議会とする。ただし、事業の全部又は一部を確実に履行できる能力を有すると認められる法人等に委託できるものとする。

2 前項の規定より、法人等に委託する場合は、第4条の専門部会により委託方法等を協議し、業者を定めるものとする。

(専門部会の設置)

第4条 本事業を実施するに当たり、協議会設置要綱第8条の規定に基づく専門部会を設置し、その名称は、「浅間山広域避難検討専門部会」（以下「専門部会」という。）とする。

2 専門部会の構成員は、別表1のとおりとする。

3 専門部会は、本事業の実施に必要な事項を検討し、その決定内容は本事業に反映させる。

(実施期間)

第5条 本事業の実施期間は、平成31年4月1日から事業完了までとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるほか、本事業の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、本事業の完了をもって廃止する。

別表 1

第 3 条第 1 号（構成機関）の代表者

長野県
群馬県
長野県小諸市
長野県佐久市
長野県軽井沢町
長野県御代田町
群馬県長野原町
群馬県嬭恋村

第 3 条第 2 号（構成機関）の代表者

気象庁地震火山部火山監視課
気象庁長野地方气象台
気象庁前橋地方气象台 第 3 条第 7 号

東京大学名誉教授 荒牧重雄
東京大学名誉教授 武尾実
（一社）全国治水砂防協会理事長 大野宏之
日本大学教授 高橋正樹

第 3 条第 8 号（その他）

気象庁浅間山火山防災連絡事務所
国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所
国土交通省関東地方整備局長野国道事務所
国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所
東日本高速道路(株)関東支社佐久管理事務所

その他

その他専門部会が必要と認める者（事業の一部又は全部を委託した事業者等）